

平成 19 年度公会計制度の公表について

(公会計制度の概要)

公会計制度とは、総務省が全国の地方公共団体の財政状況を企業会計手法の活用により財務書類(貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書)を整備・公表することを義務付けたもので、住民に対し情報の開示を行うとともに、自治体経営の適正化・健全化に繋げようとするものです。

これまでの地方公共団体の会計は、その年度の収入、支出の現金の動きはわかりやすいのですが、市が過去に整備してきた資産や借入金などの負債の情報や、行政サービスの提供のためのコストの情報が不足していました。

新たな公会計制度では、これらの情報を明らかにすることができます。

佐伯市でも、普通会計()のみならず、水道事業や公共下水道事業の企業会計をはじめ、各特別会計及び第三セクター等の関係団体も連結した財務書類を作成することで、今まで見えなかった市全体の資産や負債、コストの状況を明らかにします。

普通会計とは、地方公共団体ごとに異なっている一般会計など各会計の範囲を財政比較などをするために統一的に用いられる会計区分のことです。(佐伯市では、一般会計、土地区画整理事業特別会計の一部及び飲料水事業特別会計の合計です。)

(連結の範囲)

平成 19 年度の連結対象会計は以下のとおりです。

区分	会計・団体名	区分	会計・団体名		
佐伯市	普通会計	普通会計	一部事務組合等		
	公営企業(法適用)	水道事業会計	大分県消防補償等組合		
		公共下水道事業会計	大分県市町村会館管理組合		
		簡易水道事業会計	大分県後期高齢者医療広域連合		
	公営企業(法非適用)	特定環境保全公共下水道事業特別会計	地方三公社	佐伯市土地開発公社	
		農業集落排水特別会計	第三セクター等	(株)道の駅やよい	
		漁業集落排水事業特別会計		(財)さいき農林公社	
		小規模集合排水処理事業特別会計		(株)うめ	
		生活排水処理事業特別会計		佐伯市蒲江栽培漁業(有)	
		地方卸売市場事業特別会計		(有)きらり	
		土地区画整理事業特別会計		(財)佐伯勤労者福祉協	
		大島航路事業特別会計			
		その他の公営事業会計		国民健康保険特別会計(事業勘定)	
				国民健康保険特別会計(直診勘定)	
	老人保健特別会計				
	介護保険特別会計(保険事業勘定)				
	介護予防支援事業特別会計				

財務書類は別紙のとおりです。また、住民一人当たりの資料も作成しております。

《用語の説明》

貸借対照表・・・地方公共団体がこれまでの行政活動によって形成した道路、建物や土地などの資産と、その資産を形成するために要した負債や財源との関係を表したもの
行政コスト計算書・・・資産の形成にはつながらない福祉や教育などの人的サービス、給付サービスの提供をコスト面から把握しようとするもの

資金収支計算書・・・歳入(収入)と歳出(支出)を性質別に分類して、その増減の動きを確認するためのもの

純資産変動計算書・・・貸借対照表の「純資産の部」に計上された純資産に年度中どのような変動要因があったのかを把握するためのもの

《普通会計の分析》

佐伯市の会計の中で大部分を占める『普通会計』の主な特徴は以下のとおりです。

- ▶ 住民一人当たりの資産は約298万円
- ▶ 住民一人当たりの負債は約102万円
- ▶ 住民一人当たりの行政コストは約43万円

類似団体と比較すると、有形固定資産の残高が高く、公共資産整備に積極的に投資を行ってきました。そのため地方債残高も高くなっています。ただし、将来世代に負わせる負担割合は平均的です。また、行政コストは類似団体に比べ住民一人当たりのコストはやや高い傾向にあります。平成19年度の行政コストの中では福祉にかかるコストが94億円(27.1%)と最も高く、次いで産業振興54億円(15.6%)となっています。

《連結会計の分析》

佐伯市全体の会計の特徴は以下のとおりです。

- ▶ 住民一人当たりの資産は約375万円
- ▶ 住民一人当たりの負債は約134万円
- ▶ 住民一人当たりの行政コストは約78万円

有形固定資産については下水道事業などの設備投資型事業が大きな割合を占めています。流動資産については普通会計の1.26倍ですが、これは、水道事業会計や公共下水道事業会計の現金・預金額が大きいことに加えて、水道事業会計、国民健康保険事業特別会計の未収金によるものです。

負債は普通会計の1.3倍ですが、下水道事業などは将来の料金収入で資金を回収することを前提に地方債を活用して事業を行うためです。